

5 東彼杵町告示第95号

東彼杵町成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和5年9月25日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示

東彼杵町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成18年告示第91号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

東彼杵町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成18年告示第91号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(報酬の助成)</p> <p>第8条 (略)</p> <p><u>2 前項に定める助成金額については、家庭裁判所が決定した報酬金額の範囲内とし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を上限とする。ただし、第2号に定める長期入院とは、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する医療提供施設（介護保険給付の対象となる施設を除く）に入院の日から3箇月を経過した次の日から該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) 要支援者が在宅で生活している場合 月額28,000円</u></p> <p><u>(2) 要支援者が施設入所又は長期入院している場合 月額18,000円</u></p> <p>(報酬の助成の申請)</p> <p>第9条 申請者は、前条第2項に規定する報酬の助成を受けようとするときは、東彼杵町成年後見制度利用支援事業助成申請書（様式第1号）に家庭裁判所が発行する報酬付与の審判の決定通知書の写しを添付し、町長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(報酬の助成)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>[新設]</p> <p>(報酬の助成の申請)</p> <p>第9条 申請者は、前条_____に規定する報酬の助成を受けようとするときは、東彼杵町成年後見制度利用支援事業助成申請書（様式第1号）に家庭裁判所が発行する報酬付与の審判の決定通知書の写しを添付し、町長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。